

**医療計画に定める事項【医療法第30条の4関係、5疾病・6事業並びに居宅における医療】における
新興感染症の発生・まん延時における体制の記載について**

医療計画に定める事項	医療計画への記載内容
がん	<p>○現状：都道府県がん診療連携協議会においては、感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、当該都道府県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこととされています。</p> <p>○課題：新興感染症の発生・まん延時に必要ながん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院を中心に診療機能の役割分担や地域の実情に応じた連携体制等を構築していくことが必要です。</p>
5 脳卒中	<p>○現状：新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、救急患者の対応が困難になるなど診療体制に支障が生じることがありました。</p> <p>○課題：平時から急性期の医療機能を有する医療機関のみに患者が集中しないよう、回復期の医療機能を有する医療機関と循環器病の特徴を踏まえ、効率的な役割分担のあり方等について検討することが重要です。</p>
疾 病 心筋梗塞等の 心血管疾患	<p>○現状：新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、救急患者の対応が困難になるなど診療体制に支障が生じることがありました。</p> <p>○課題：平時から急性期の医療機能を有する医療機関のみに患者が集中しないよう、回復期の医療機能を有する医療機関と循環器病の特徴を踏まえ、効率的な役割分担のあり方等について検討することが重要です。</p>
糖尿病	<p>○現状：新型コロナウイルス感染症の発生時において、治療中断など継続的な疾病管理に支障が見られました。</p> <p>○課題：新型コロナウイルス感染症拡大時の経験を踏まえ、地域の実情に応じて、多施設・多職種による重症化予防を含む予防的介入等の疾病管理に向けた診療提供体制を検討していきます。</p>
精神疾患	<p>○現状：DMAT・DPATは災害時のみならず、新興感染症のまん延時にクラスターが発生した施設等における感染制御等の活動を行います。</p> <p align="center">※「災害時における医療」に併せて記載しています。</p>

	○課題：新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症について、定期的な外来を受診又は在宅医療を受けている精神疾患を有する患者が新興感染症に罹患した場合や、精神病床に入院した患者が新興感染症に罹患した場合等を見据えて医療機関の対応状況を整理する必要があります。
6 事 業	<p>救急医療</p> <p>○現状：新興感染症発生・まん延時に、感染症患者受入専用の病床を確保しています。</p> <p>○課題：新興感染症発生・まん延時に、救急外来の機能が制限されないよう、平時のうちから医療機関の役割分担を明確化にする必要があります。</p>
	<p>災害時における医療</p> <p>○現状：DMAT・DPATは災害時のみならず、新興感染症のまん延時にクラスターが発生した施設等における感染制御等の活動を行います。</p>
	<p>へき地の医療</p> <p>○現状：新興感染症の発生・まん延時においても、へき地医療体制を確保するため、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医派遣の調整をへき地医療支援機構で実施しています。</p> <p>○課題：今後も新たな感染症の発生が懸念されることから、まん延時にも適切なへき地医療体制が確保できるよう、備えていく必要があります</p>
	<p>周産期医療</p> <p>○現状：新興感染症の発生・まん延時においても地域の周産期医療を確保するために、妊産婦の受け入れ先等を含めた医療提供体制を周産期医療協議会等で協議します。</p> <p>○課題：適切に妊婦のトリアージや入院等に係るコーディネートを行う体制を構築する必要があります。</p>
	<p>小児医療（小児救急医療含む。）</p> <p>○現状：新興感染症の発生・まん延時における小児救急医療を実施する医療機関の体制の整備を検討しています。</p> <p>○課題：新興感染症の発生・まん延時に適切に対応できるよう、平時から医療機関等と協定を締結し、特に配慮が必要な患者の病床を確保し、医療体制を構築していくことが必要です。</p>
居宅における医療（在宅医療）	○課題：今後、新たな感染症の発生が懸念されることから、感染症の発生・まん延時についても在宅医療の提供体制が確保されるよう備える必要があります。